

有効期間満了日 平成36年3月31日

熊捜二第215号

平成31年3月8日

知能犯罪に関する告訴・告発の取扱いについて（通達）

【概要】

本通達は、知能犯罪に関する告訴・告発の迅速かつ適正な受理・処理について指示したものである。